

警視庁生活安全部長 殿  
各道府県警察(方面)本部長  
(参考送付先)  
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁保発第28号  
平成21年5月13日  
警察庁生活安全局保安課長

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の一部の施行による申出制度の  
適正な実施について

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律(平成20年法律第86号。以下「改正法」という。)の一部の施行により、都道府県公安委員会に対する申出制度に関する規定(改正法による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第29条)が、6月1日から施行される。

このたび、別添のとおり法第29条の規定による申出の解釈・運用基準を定めたので、各都道府県においては申出の処理に関する規定を整備し、下記の留意点も踏まえ、事務処理上遺憾のないようにされたい。

#### 記

##### 1 教養の実施

法第29条の規定による申出の概要、手続等について職員に対し、必要な教養を行うこと(教養は警察職員を対象とするが、特に交番、駐在所等に対応することとなる地域警察官に対しては重点的に行うこと。)

##### 2 広報の実施

法第29条の規定による申出手続等について、適切な広報を実施すること。